

「空家の活用を応援します!!」

恩納村空家活用事業補助金

恩納村では、定住や一時的に村外に居住していた方のUターンを促進するため、空家を改修する経費等を補助します。

空家とは、一戸建て住宅の居住の用に供する建築物のうち、居住する者のないことが常態であって、その期間が概ね1年以上であるもの

補助金
最大
200万円

対象空家

次の全ての要件に該当するもの

- 補助金の交付申請日において、空家の状態であり、居住する目的でリフォーム工事を行う住宅であること
- 補助金の交付申請日において、補助金の交付対象となるリフォーム工事等に着手していないこと
- 補助金以外に、国又は地方公共団体のその他の制度による補助又は扶助（当該補助又は扶助の対象外となる工事を除く。）を受ける工事ではないこと
- 過去に補助金の交付を受けていない物件であること

対象者

- 補助金対象空家の所有者
- 補助金対象空家の売買契約又は最初の賃貸契約を締結した日から起算して1年を経過していない者であって、当該補助対象物件に補助金の交付を受けた日から起算して5年以上引き続いて居住する意思を有する利用者（賃貸する場合にあっては、改修に関し所有者の承諾を得ている場合に限る。）

補助額

- 補助対象経費に50パーセントを乗じて得られた額
※1,000円未満切捨て

対象となる工事・改修

- 既存住宅内の間取り等を変更する工事
- 台所、浴室、洗面所、トイレ、給排水、電気又はガス設備の改修
- 屋根、外壁の改修
- その他村長が空家の有効活用に資するとして認める改修工事



補助金対象外

- 外構、車庫、倉庫の改修工事に要する経費
- 備品及び消耗品に要する経費
- その他村長が補助対象経費とすることが適当でないと認める経費

必要書類など詳しくは村ホームページをご確認ください。

お問い合わせ：定住促進室 ☎966-1201

